

岸総庁第 54 号
令和 3 年 2 月 2 日

岸和田市議会議長 河合 馨 様

岸和田市長 永野 耕平

庁舎建設特別委員会による岸和田市新庁舎整備事業設計施工業務
公募型プロポーザルに関する意見書について（回答）

令和 3 年 1 月 26 日付け、岸議総第 456 号にて提出いただきました件について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 市がプロポーザル参加者を「失格」と決定した協議及び手続きの判断根拠を明確にすること。

（回答）

令和 2 年 11 月 26 日は、本プロポーザルの二次審査用技術提案書の提出期限締切日でしたが、同日、3 者の参加者がそれぞれ岸和田市役所を訪れ、二次審査用技術提案書を提出されました。

提案書提出後のことかと思われますが、同日、そのうちの 2 者の担当者の方々が、岸和田市役所の秘書課を訪れました。その際、秘書課職員に対し、市長及び副市長の在席を確認され、秘書課職員が、両名が不在である旨を回答したところ、担当者の方々は、市長及び副市長へと名刺を職員にことづけて、帰られました。

以上のやり取りについて、本市としては、秘書課を訪れた担当者の方々は、本プロポーザルの選定委員会の委員である副市長の在席を確認されていることから、副市長が在席していたのであれば、副市長に直接面談する意思であったと受け止めました。

今回のプロポーザルの実施要領には「本プロポーザルにおける選定委員会の委員及びアドバイザーに対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合」には失格となる場合があると明記されています。そのため、担当者の方々は選定委員会の委員に対して故意に接触を求めた場合に失格となることを承知されていて当然であると思われます。

また、副市長が本プロポーザルの選定委員会の委員であることも、実施要領を公表していることから、明らかに承知されているものと思われます。

そのような認識の下で、担当者の方々が、秘書課備え付けの名刺受けに名刺を置くのではなく、あえて職員に在席を確認した後、名刺をことづけて帰っておられることから、この行為は、選定委員会の委員に故意に接触を求めたものと判断せざるを得ませんでした。

以上のことから、秘書課職員に対し、副市長の在席を確認し、名刺を預けて帰ったという外形的な事実が、「選定委員会の委員及びアドバイザーに対して故意に接触を求めた」ものであり、プロポーザル方式の業者選定の公平性・透明性を損なったと評価し、当該応募者を失格とするという判断に至ったものです。

2. 「岸和田市新庁舎設計及び施工事業者選定委員会」のあり方について、改めて市長の見解を聞きたい

(回答)

本市附属機関条例の規定によりますと、選定委員会の職責は、「本市新庁舎の設計及び施工に係る事業を委託する事業者の選定基準の策定及び当該事業者の選定に関する事項についての調査審議に関する事務」と規定されています。

ここで云う「事業者の選定基準」とは、参加者の提案内容をどの様な視点で評価するのかといった事項を中心として、これに関連する事項を調査審議していただくことであると考えています。

そこで、「事業者の選定基準」である、評価基準書をプロポーザルの日程、参加資格、審査の手順、提出物などを定める実施要領とともに選定委員会の意見をお聞きしながら市が策定し、プロポーザル手続きを進めてまいりました。

次に「選定に関する事項」とは、まさに参加者のうちから、最も優れた事業者を選定していただくことだと考えており、参加者の提案内容について評価基準書に基づき評価し、受注候補者を選定していただくことであると考えています。

一方、プロポーザルの参加資格については、実施要領では、「事務局(市)による参加資格の有無についての確認を受けなければならない」と定められており、事務局(市)において、その可否の判断を行うべきものであると考えています。これは、プロポーザル提案の受付時のみならず、プロポーザル手続きの全部にわたって、そのように取り扱うべきものであって、

これには失格の判断も含むものと考えております。

以上のことから、今回のプロポーザルの実施に当たっては、市は参加資格や失格に対する判断をしっかりと行い、選定委員会は参加者より提出された提案内容について、評価基準書に基づく評価を行い、受注候補者を選定するという役割をそれぞれに担うべきものであると考えております。

3. 新庁舎整備事業の実施において、提案金額を上限とする予算管理を徹底すること

(回答)

今後の設計や施工により、事業費の増加が見込まれることも考えられますが、受注者よりコスト削減の提案を受けながら、協議を密に行い、提案金額を上限とするコスト管理を行ってまいります。

今後、現在予測できない地中障害物や歴史的埋設物の保存、法律や基準の改正等への対応につきましては、できる限り上限金額を意識しながらコスト管理に努めてまいります。その都度ご相談申し上げたいと考えております。

以上